

市内保育園等給食食材の放射性物質測定結果について

3月に実施した公立保育所および民間保育園等の給食食材の測定結果をお知らせします。

【検査条件】 使用機器：日立アロカメディカル株式会社製 CAN-OSP-NAI（簡易検査機器）
 検査法：NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ 検査時間：30分間
 （2段書きになっている場合は、上段が2・3週、下段が4・5週に検査しています）

保育所 (園)名	検体名	検査結果 (Bq/Kg)		保育所 (園)名	検体名	検査結果 (Bq/Kg)	
		セシウム 134	セシウム 137			セシウム 134	セシウム 137
大賀	大根	検出せず	検出せず	ひまわり	小松菜	検出せず	検出せず
	長ねぎ	検出せず	検出せず		ほうれんそう	検出せず	検出せず
山方	小松菜	検出せず	検出せず	あゆみ	キャベツ	検出せず	検出せず
	ブロッコリー	検出せず	検出せず		大根	検出せず	検出せず
美和	玉ねぎ	検出せず	検出せず	大宮みのり	小松菜	検出せず	検出せず
	チンゲンサイ	検出せず	検出せず		ほうれんそう	検出せず	検出せず
大宮聖愛 大宮聖慈	さつまいも	検出せず	検出せず	野上	にんじん	検出せず	検出せず
	にんじん	検出せず	検出せず		えのき	検出せず	検出せず
さくら	にんじん	検出せず	検出せず				
	にんじん	検出せず	検出せず				

※「検出せず」とは、放射性セシウムが存在しないか、検出限界値未満のことです。

検出限界値は、測定する食材および条件により差が出ます。

測定の結果、放射性セシウム134・137の測定値が100Bq/Kg（国が定めた基準値）を超えた場合は、その食材の使用を中止します。

問 本庁 こども課 ☎52-1111 内線138

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、市税（市・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）を一時に納付することができない場合、申請に基づき、一定の要件を満たすことで、地方税法の規定により以下の猶予制度が認められます。

【徴収の猶予】

新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は対象となります（徴収の猶予：地方税法第15条）。

（ケース1）災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

（ケース2）ご本人またはご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人または生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

（ケース3）事業を廃止し、または休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休業をした場合

（ケース4）事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

【申請による換価の猶予】

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当する場合は対象となります（申請による換価の猶予：地方税法第15条の6）。

※詳細については税務徴収課徴収推進室へご相談ください。

問 本庁 税務徴収課 徴収推進室 ☎52-1111 内線240